

令和 7 年度東員町一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月

第 1 章 基本事項

1 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)」および「東員町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 6 年東員町条例第 6 号。以下「条例」という。)」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理に関する事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

3 計画対象区域

本計画の対象区域は東員町全域とする。

4 計画対象人口及び世帯

人 口：25,777 人

世帯数：10,333 世帯

(令和 6 年 9 月末現在：住民基本台帳)

第2章 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

【法第6条第2項第1号】

単位：t／年

区 分	家庭系ごみ	事業系ごみ	集団回収	計
可燃ごみ	4,325	662	－	4,987
不燃ごみ	146	0	－	146
資源ごみ	652	－	533	1,185
粗大ごみ	434	2	－	436
その他	14	－	－	14
計	5,571	664	533	6,768

※集団回収：主に資源ごみ収集団体による回収分

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

【法第6条第2項第2号】

(1) 生ごみ堆肥化容器等購入補助金

ごみの減量化を目的として、生ごみ堆肥化容器等を購入された方に、補助金を交付する。

・生ごみ堆肥化容器

(内容) 東員町に住所を有する方が、生ごみ堆肥化容器を購入し申請があった場合、購入額の2分の1（最高限度額4,000円）の補助金を交付する。

・生ごみ処理機

(内容) 東員町に住所を有する方が、生ごみ処理機を購入し申請があった場合、購入額の2分の1（最高限度額30,000円）の補助金を交付する。

(2) 資源ごみ収集団体育成助成金

ごみの減量と再資源化を図るため、資源ごみを収集する団体で、営利を目的としない団体に対し、収集量に応じて助成金を交付する。

(内容) 紙類 1kg当り6円

布類 1kg当り6円

(3) 生ごみ堆肥化事業

「NPO法人生ごみリサイクル思考の会」を中心とした生ごみ堆肥化を推進する。

(収集量等見込み)

生ごみ 46.4 t／年

堆肥化 72.8 m³／年

(4) 不法投棄啓発車両の運行

不法投棄多発区域のパトロール等を実施することで、不法投棄の防止を図る。

(5) 不法投棄監視カメラ貸出事業

不法投棄の多発する地区等を対象に監視カメラによる監視を実施することにより、不法投棄を抑制する。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

【法第6条第2項第3号】

区分		対象物
可燃ごみ		台所の生ごみやゴム製品、紙製品等で、主に桑名広域清掃事業組合の焼却施設で処理ができるごみ
不燃ごみ		ガラス製品や陶磁器類等、焼却できないごみのうち、主に桑名広域清掃事業組合のリサイクルプラザや本町の最終処分場で処理処分することができるごみ
プラスチックごみ (容器包装プラスチック)		容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第2条にて規定されるもので、商品を入れたり包んでいるプラスチック性の容器や包装物
粗大ごみ		家具や自転車などの、指定ごみ袋に入らない比較的大きなごみで、桑名広域清掃事業組合のリサイクルプラザや本町の最終処分場で処理処分またはリサイクルできるごみ
資源ごみ	びん類	透明びん・茶色びん・その他のびんで、洗浄したもの
	缶類	アルミ缶・スチール缶で、洗浄したもの
	ペットボトル	ラベルを剥がし洗浄したもの
	スプレー缶	使いきったもの
	廃食油	植物性油のみ
	紙類	新聞・雑誌・雑紙・段ボール ^{注1} ・飲料用紙パック ^{注1}
	布類	古布で、汚れていないもの
使用済み小型家電 ^{注2}		家電4品目 ^{注3} 以外の家電製品
有害ごみ	乾電池	使用済み乾電池
	リチウムイオンバッテリー等	リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池で、所定のリサイクルマークがあるもの
	自動車用鉛蓄電池	自動車のエンジン始動用鉛蓄電池
	蛍光管	蛍光管（直管形、環型、電球形）
土砂瓦礫類		土砂、ブロック、レンガ、瓦（無釉薬に限る）

注1：容器包装リサイクル法の対象品目

注2：小型家電リサイクル法の対象品目

注3：家電リサイクル法の対象品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

【法第6条第2項第4号】

(1) 家庭系廃棄物

1) 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチックごみ

【イ】出し方等

・出す場所

神田・稲部・三和地区：地域のごみ集積所（ステーション方式）

笹尾・城山地区：自宅の前（戸別収集方式）

・出す日および時間帯

ごみ種	収集地区	収集曜日
可燃ごみ	神田、笹尾西、城山1・2丁目	毎週月・木曜日
	稲部、三和、笹尾東、城山3丁目	毎週火・金曜日
不燃ごみ	神田	毎月第1金曜日
	稲部、三和	毎月第1木曜日
	笹尾西1・2丁目	毎月第2金曜日
	笹尾西3・4丁目	毎月第3金曜日
	笹尾東1・2丁目	毎月第2木曜日
	笹尾東3・4丁目	毎月第3木曜日
	城山1・2丁目	毎月第4金曜日
	城山3丁目	毎月第4木曜日
プラスチックごみ	全地区	毎週水曜日
注1：収集曜日の午前8時まで、指定の場所へ排出する。		
注2：収集曜日について、年末年始等はこの限りではない。		

・出し方

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみを分別し、町指定のごみ袋に収納し、世帯主の氏名を記載して各自で排出する。

【ロ】収集、運搬

委託業者が、上記指定日に塵芥車にて収集し、桑名広域清掃事業組合まで運搬する。ただし、排出者が一時に100kg以上の家庭系廃棄物を排出する場合は、排出者が自ら桑名広域清掃事業組合まで運搬し、処理手数料を負担するものとする。

【ハ】処分

桑名広域清掃事業組合において処分する。

【ニ】委託業者（収集・運搬）

名称	所在地
株式会社 コスモ	桑名市大字播磨字岸西下2545番地
有限会社 サンケイ開発	いなべ市大安町石樽南1022番地

2) 粗大ごみ

【イ】出し方等

- ・ 出す場所
東員町最終処分場内粗大ごみ置場
- ・ 出す日および時間帯
指定日（粗大ごみ搬入券に記載）の、午前9時から午後4時まで
- ・ 出し方
粗大ごみ搬入券（毎年4回分を配布する）を持参し、各自で搬入する。
ただし、最大積載量2,000kgを超える車両は進入不可とする。

【ロ】運搬

委託業者が桑名広域清掃事業組合まで運搬する。

【ハ】処分

桑名広域清掃事業組合において処分する。

【ニ】委託業者（収集・運搬）

名称	所在地
（公社）東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字六把野新田143番地1

※（公社）：公益社団法人の略。以下同じ。

3）土砂瓦礫類

【イ】出し方等

- ・ 出す場所
東員町最終処分場
- ・ 出す日および時間帯
指定日（原則として、粗大ごみ搬入日と同日）の、午前9時から午後4時まで
- ・ 出し方
東員町役場または笹尾連絡所において許可を受けて、各自搬入する。
ただし、最大積載量2,000kgを超える車両は進入不可とする。

【ロ】処分

東員町最終処分場において整地する。

4）資源ごみ（びん類、缶類、ペットボトル、スプレー缶、廃食油）及び乾電池

【イ】出し方等

- ・ 出す場所
地域の資源ごみ集積所
- ・ 出す日および時間帯

ごみ種	収集地区	収集曜日
びん類、缶類	神田、稲部、三和地区	毎月第1, 第3土・日曜日
	笹尾西、笹尾東、城山地区	毎月第2, 第4土・日曜日
ペットボトル	笹尾西、笹尾東、城山地区	毎月第1, 第3土・日曜日
	神田、稲部、三和地区	毎月第2, 第4土・日曜日
乾電池	神田・稲部・三和地区	毎月第1土・日曜日
	笹尾・城山地区	毎月第2土・日曜日

スプレー缶・ 廃食油	神田・稲部・三和地区	毎月第3土・日曜日
	笹尾・城山地区	毎月第4土・日曜日
注1：収集曜日中に、指定の場所へ排出する		
注2：収集曜日について、年末年始等はこの限りではない。		

・出し方

びん類、缶類（アルミ缶とスチール缶）、ペットボトル、スプレー缶、廃食油、乾電池を分別し、各自がそれぞれの収集場所に排出する。

【ロ】収集運搬

委託業者が各集積所から収集し、東員町資源ごみストックヤードにおいて一時保管する。後日、受け入れ先へ委託業者が搬出する。

【ハ】処分

処分業者等がリサイクルする。

【二】委託業者（収集・運搬）

名称	所在地
（公社）東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字六把野新田1 4 3 番地1
有限会社 員弁地区衛生社	いなべ市大安町南金井5 4 9 番地

5) 資源ごみ（資源ごみストックヤードでの収集）

【イ】出し方等

・出す場所

東員町資源ごみストックヤード

・出す日および時間帯

原則として、月曜・火曜および年末年始を除き、午前9時から午後4時まで

・出し方

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布、ペットボトル、びん、缶、スプレー缶、廃食油をそれぞれの排出場所に排出する。

【ロ】収集運搬

搬入物を一時保管し、受け入れ先へ委託業者が搬出する。

【ハ】処分

処分業者等がリサイクルする。

【二】委託業者（収集・運搬）

名称	所在地
（公社）東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字六把野新田1 4 3 番地1
有限会社 員弁地区衛生社	いなべ市大安町南金井5 4 9 番地

6) 使用済み小型家電

【イ】出し方等

・出す場所

東員町最終処分場内粗大ごみ置場及び資源ごみストックヤードのコンテナ役場庁舎及び笹尾連絡所の回収ボックス（サイズに制限あり）

- ・出す日および時間帯
各施設の執務時間内

- ・出し方

各自がそれぞれの収集場所に排出する。ただし、東員町最終処分場内粗大ごみ置場へ排出する場合は、粗大ごみ搬入券を要する。

【ロ】処分

処分業者等が回収し、リサイクルする。

7) 有害ごみ

(乾電池、リチウムイオンバッテリー等、自動車用鉛蓄電池、蛍光管)

【イ】出し方等

- ・出す場所

東員町最終処分場内粗大ごみ置場（リチウムイオンバッテリー等を除く）
資源ごみストックヤード（自動車用鉛蓄電池を除く）

- ・出す日および時間帯
各施設の執務時間内

- ・出し方

各自がそれぞれの収集場所に排出する。ただし、東員町最終処分場内粗大ごみ置場へ排出する場合は、粗大ごみ搬入券を要する。

【ロ】処分

処分業者などが回収し、リサイクルする。

8) 処理困難物

町や桑名広域清掃事業組合の施設で処理できないごみ種（処理困難物）は、町で収集を行わないため、購入店・販売店及び製造業者等への相談を基本とする。処理困難物のうち各種リサイクル法の対象となる品目は、リサイクル法の流れにしたがった処理を原則とする。また、広域認定制度の対象品目のうち、本町の収集対象外品目は、認定を受けた事業者への相談を基本とする。

(2) 事業系廃棄物

事業所から排出される事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、町の収集対象外である。

【イ】収 集 許可業者が、随時に収集する。（業者直接）

【ロ】運 搬 許可業者が、各施設へ運搬する。

【ハ】処 分 搬入施設において処理する。

第3章 生活排水処理実施計

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

【法第6条第2項第1号】

単位：kL／年

区分	発生量
し尿	340
浄化槽汚泥	648
計	988

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

【法第6条第2項第2号】

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽の普及を図るため、流域関連公共下水道事業計画区域を除いた地域に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。

(内容)	5～6人槽	400,000円
	7～8人槽	450,000円
	9～10人槽	600,000円

3 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

【法第6条第2項第4号】

(1) し尿・浄化槽汚泥

【イ】収 集 許可業者が、随時に収集する。(業者直接)

【ロ】運 搬 許可業者が、桑名広域環境管理センターへ運搬する。

【ハ】処 分 桑名広域環境管理センターにおいて処理する。

【ニ】許可業者(し尿・浄化槽汚泥 収集、運搬)

名称	所在地
株式会社 コスモ	桑名市大字播磨字岸西下2545番地
有限会社 サンケイ開発	いなべ市大安町石樽南1022番地
有限会社 員弁地区衛生社	いなべ市大安町南金井549番地

※下水道整備により業務量が減少しているため、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬許可について、上記業者以外は許可しない。